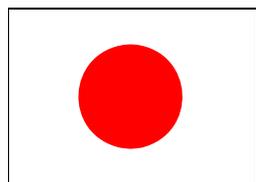


原産地手続の概要

日豪EPAの自己申告制度を中心に



平成27年 1月
財務省関税局

「自己申告制度」導入に伴う原産性確認手続等

原産地手続とは

経済連携協定締約国からの貨物の輸入に対し当該協定で定められた特惠税率を適用するために必要な、当該輸入貨物が締約国の原産品であることを確認する手続。

新制度

日豪EPA（原産地規則章）において、新たに以下の制度を導入。

- (1) EPA税率の適用を受けるための原産性確認方法として、
- ・ 輸出国発給機関が発給する原産地証明書による証明方法（従来の方法）
- に加え、
- ・ 輸入者等が自ら作成した、輸入貨物が原産品である旨の申告書を提出する方法（自己申告制度）を導入
- (2) 上記を踏まえ、
- ① 輸入国税関として、輸入貨物の原産性を確認するための手続を整備
 - ② 輸出国税関として、相手国税関の情報提供要請に応える手続を導入

メリット

自己申告制度の下では、原産地証明書の取得が不要であり、輸出入関係者の手続が簡素となり、貿易円滑化に資する。

(※ 自己申告制度は、米・カナダ等先進国のEPAで広く導入されている)

原産品であることの確認は、

- ・ 輸入通関時の一定の資料の提出
- ・ 事後的な確認手続

により可能

I . 輸入貨物に係る原産地手続

日豪EPAに基づく特恵税率適用のための条件

3つの条件

①EPA税率 輸出入される製品に関し、**日豪EPA税率が設定**されていること

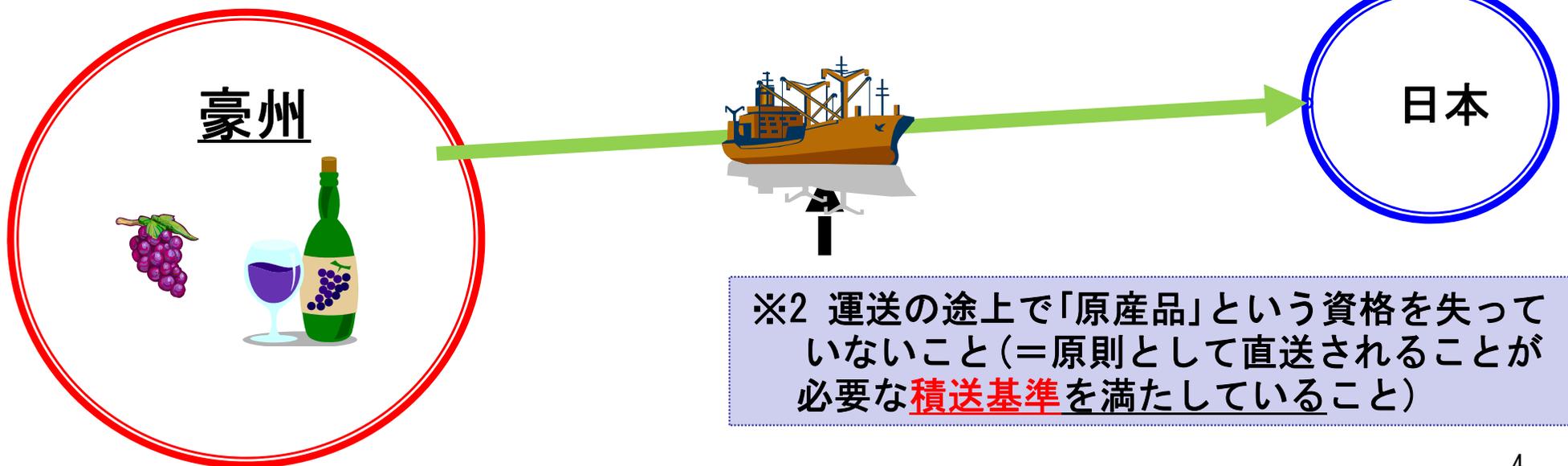
②原産地基準

生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=**原産地基準**を満たしていること)

③手続的要件

税関に対して、**原産地証明書**又は**原産品申告書等**※1及び(必要に応じ) **運送要件証明書**※2を提出するなど、**必要な手続き**を行うこと

※1 原産品申告書等→原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類(詳細後述)

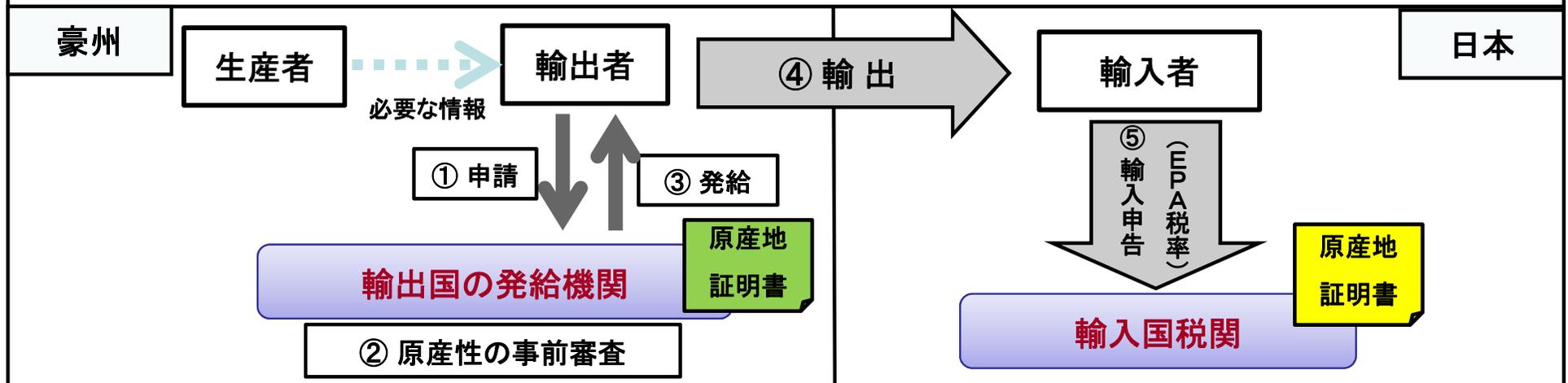


※2 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な**積送基準**を満たしていること)

第三者証明制度と自己申告制度

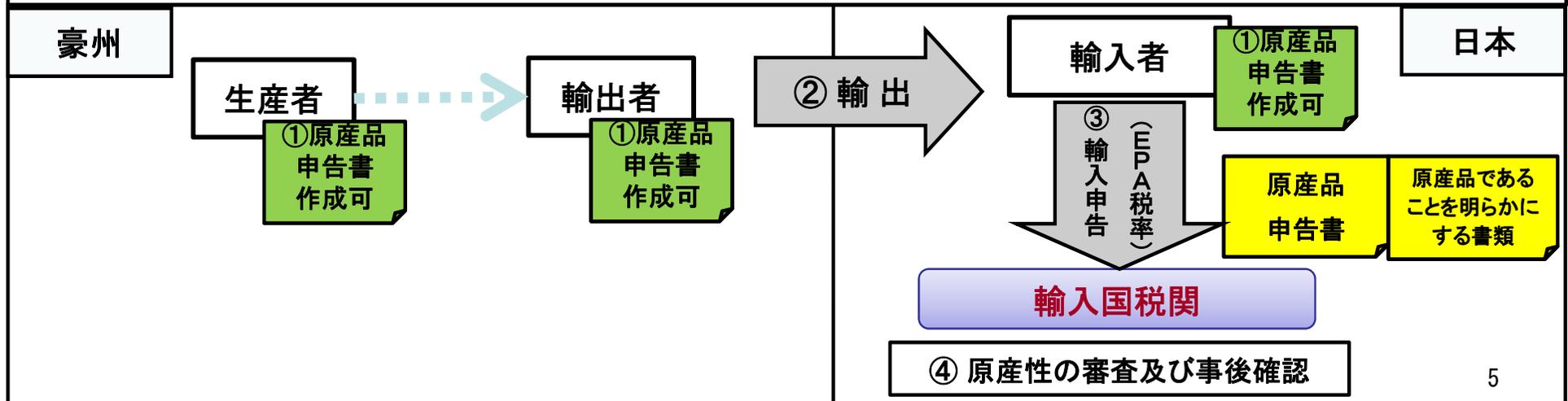
第三者証明制度

- ◆ 輸出者による申請により、輸出国の発給機関が原産地証明書を発給。
- ◆ 貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出。



- ◆ 日豪EPAにおいて初めて採用。
- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者は原産品申告書の作成が可能。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類を日本税関に提出。
- ◆ 従来の第三者証明制度も利用可能。

自己申告制度



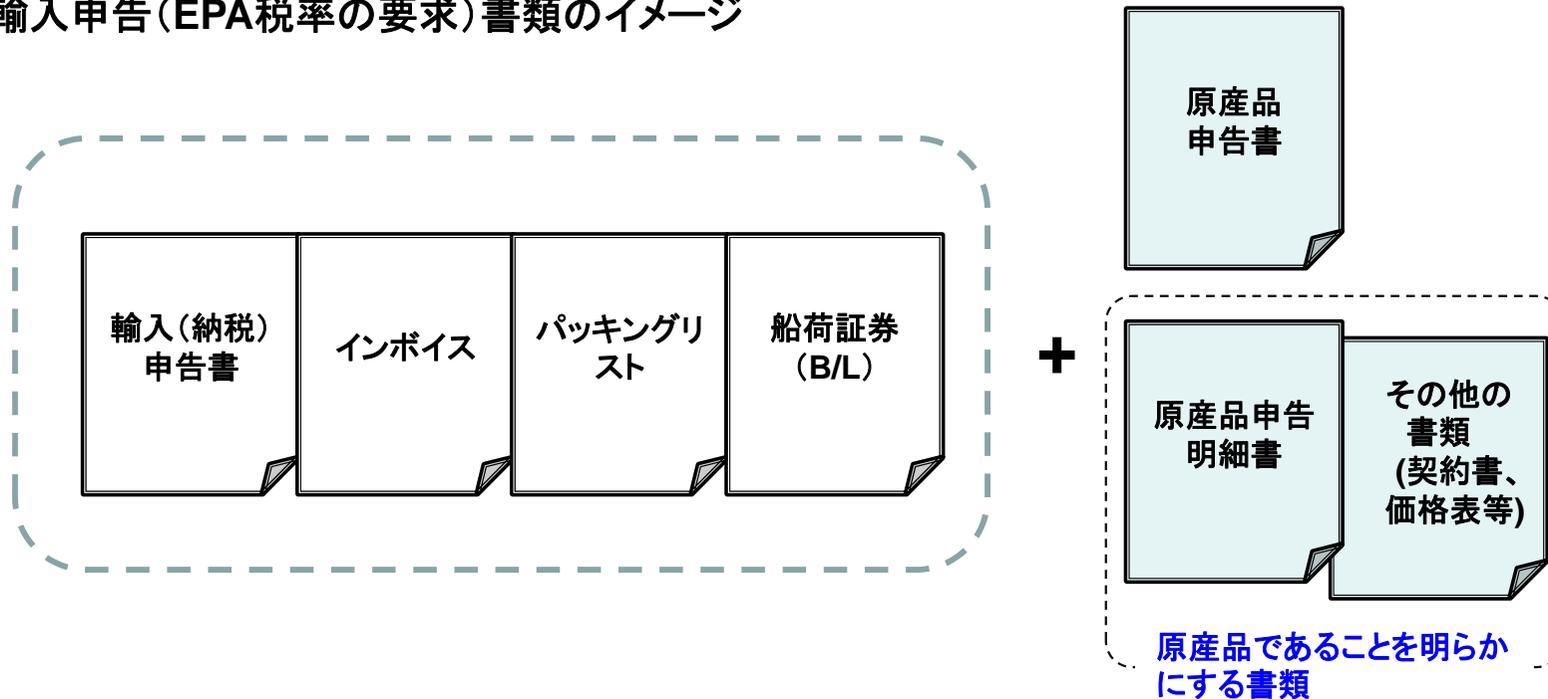
輸入通関時の留意点

- ・ **原産地証明書又は原産品申告書等の提出義務**
(協定第3.17条2(c)、関税法第68条、同法施行令第61条第4項)
 - 輸入申告の際に提出しなければならない
- ・ 以下の場合には、提出を要しない。
(協定第3.18条、同法施行令第61条第1項第2号等)
 - 課税価額の総額が20万円以下の貨物
 - AEO事業者に係る特例申告貨物(原産品申告書等の提出に代えて保存することが可能)

具体的な輸入申告方法(自己申告制度)

- ◆ 通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
- ◆ NACCSを利用して電子的に提出が可能(原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の原本の提出は不要)。
- ◆ 原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を提出する際に使用する書面については、税関様式として定める。

※輸入申告(EPA税率の要求)書類のイメージ



(注)原産品であることを明らかにする書類は、次の①から③のいずれかに該当する場合、その提出を省略可能

- ① 文書による事前教示を取得している場合
- ② 一次産品(鉱物等)であって、仕入書等の通関関係書類により、豪州の完全生産品であることが確認ができる場合
- ③ 課税価格の総額が20万円以下の場合

原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

<原産品申告書の記載例> 税関様式C第5292号

原産品申告書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
オーストラリア繊維工業 ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号(8桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	ニットウェア 500カートン、5,000着、AB No.1-500 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015.2.15 B/L (船荷証券): No. AB00001	第 8110.11号	PSR

5. その他の特記事項
 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.2.15
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11
 代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名
 代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関 3-1-1

本原産品申告書の作成者 (輸入者、 輸出者、 生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 果積

(1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・産品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用も可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・1回の輸入に適用。

原産品であることを明らかにする書類

原産品申告明細書(様式)に必要事項を記載し、これに関係書類を添付して提出。

<原産品申告明細書の記載例> 税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 任入書の番号及び日付 No. AB00001 2015.2.15	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 8110.11 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> GTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ① 糸 (第 51.06 項 ニュージーランド産) ② ブランドラベル (第 58.07 項 中国産) ③ 洗濯ラベル (第 58.07 項 中国産) ④ 縫糸 (第 55.08 項 韓国産) <製造工程> オーストラリア△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、編み立て、縫製等の製造工程を経て、本品を製造する。 原材料は全てオーストラリアの非原産材料であり、これらは全て、産品 (第 61.10 項) の品目別規則 (類変更 (第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 53.09 項から第 53.11 項までの各項、第 54.07 項、第 54.08 項、第 55.12 項から第 55.16 項までの各項又は第 60 類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものであるときに限る。)) を満たす。よって、本ニットウェアはオーストラリアの原産品である。 上記事実は別添の材料一覧表によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	

(規格 A 4)

明細書に添付する書類

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

材料一覧表

品名：ニットウェア
品番：AB No.1-500

材料名	産地	HS Code	価格	備考
1 糸	ニュージーランド産	51.06		
2 ブランドラベル	中国産	58.07		
3 洗濯ラベル	中国産	58.07		
4 縫糸	韓国産	55.08		
合 計				

及び

ただし、事前教示を取得している場合などは、これらの書類の提出は省略可。

記録の保管に関する義務（協定第3.20条）

書類の保存（輸入面）

- ◆ 輸入者は、関係書類を輸入許可の日の翌日から原則として5年間保存する必要がある。
- ◆ 保存書類は、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

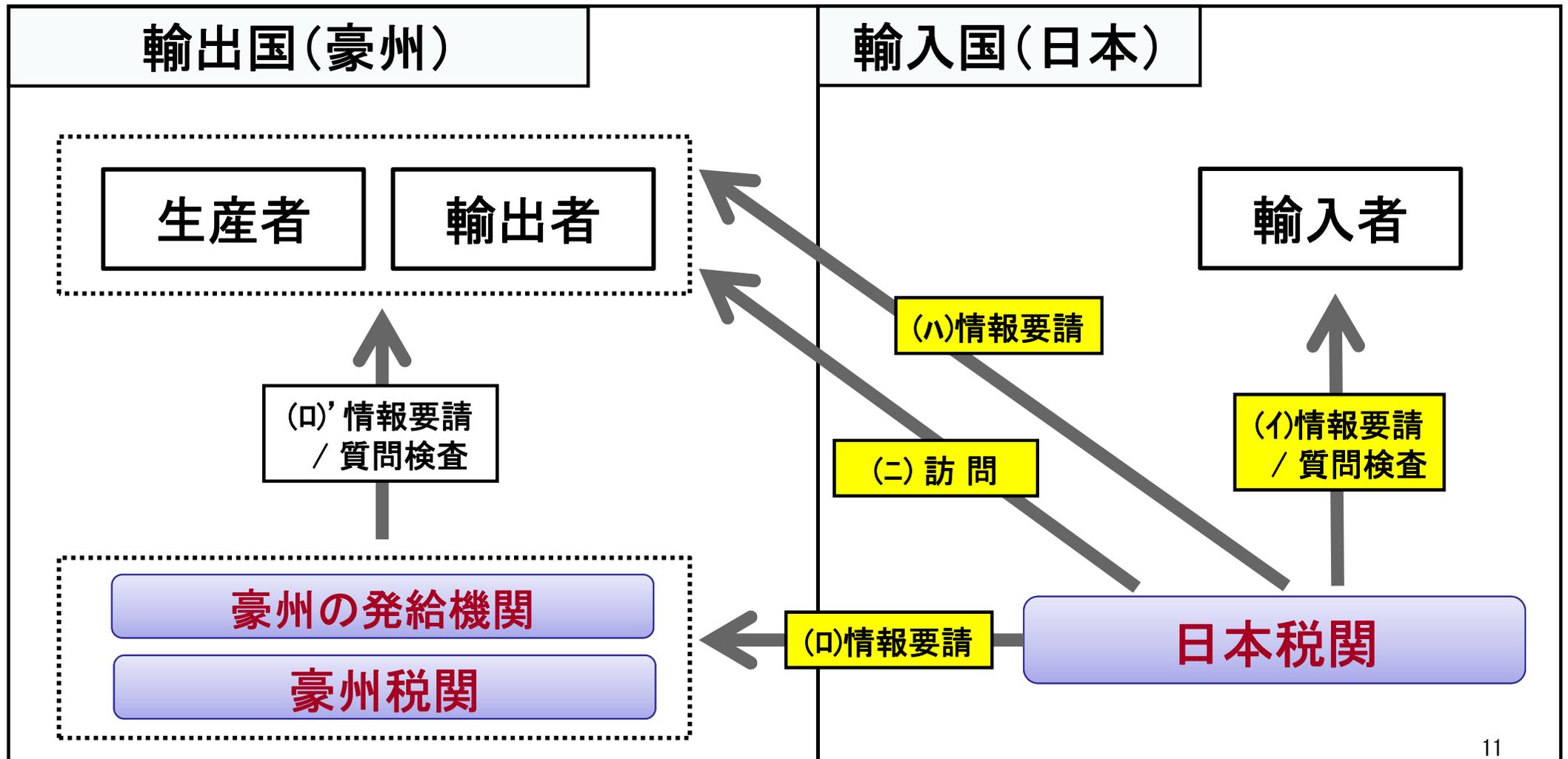
保存書類のイメージ



※輸入申告の際に税関へ提出した書類については保存書類の対象とはなりません。

事後確認手続等 (輸入締約国としての対応)

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
 - (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
 - (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
 - (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
- (注) 上記(イ)から(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。



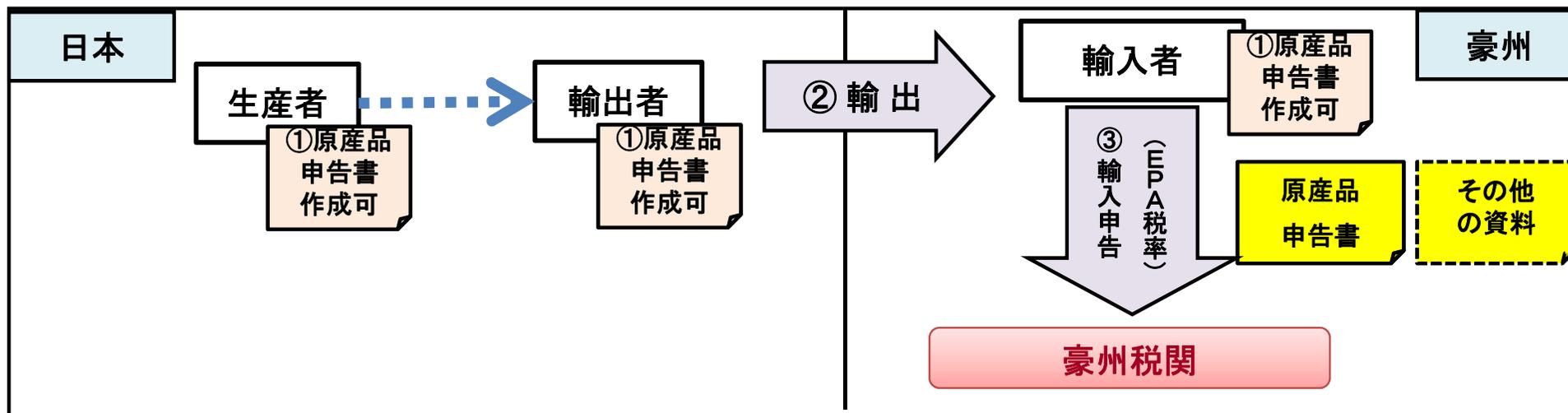
Ⅱ. 輸出貨物に係る原産地手続

豪州に輸出する際の留意点-①

自己申告制度(日本からの輸出面)

- ◆ 豪州税関当局は輸入通関時に原産品申告書に加え、EPA税率の適正な適用の確保のため、必要に応じてその他の資料の提出を求めることとしている。
- ◆ 輸出者又は生産者は、わが国から輸出しようとする製品が原産品であることを示す輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産品申告書を作成できる。
(注)輸出者は生産者の作成した誓約書(電子媒体可)に基づき原産品申告書を作成することも可能。
- ◆ 豪州税関においても事前教示制度が導入されている。豪州での具体的な輸入通関手続については、豪州税関ウェブサイト等を参照。

※日本から輸出する場合



※豪州税関ウェブサイト

<http://www.customs.gov.au/>

豪州に輸出する際の留意点-②

原産品申告書の作成者(日本からの輸出面)

- ◆ 輸入の場合と同じく、輸出者、生産者、輸入者のいずれかが作成可能。
- ◆ 英語で作成する必要がある。

Origin Certification Document
(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address

No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m ³ , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (<i>de minimis</i> , <i>accumulation</i>), if applicable

5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)

Non-party invoice

6. Certification
I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date _____

Name _____ (signature or stamp)

Address _____

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:
 Importer Exporter Producer

(1) 必要的記載事項

- ・ 輸出者の氏名又は名称及び住所
- ・ 生産者の氏名又は名称及び住所
- ・ 製品の概要(品名及び関税分類番号、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・ 仕入書の番号及び日付
- ・ 貨物の積送を確認するための情報等
- ・ 本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・ 豪州税関の指定するフォームを使用。
- ・ 英語により作成。

豪州に輸出する際の留意点-③

書類の保存(輸出面)

- ◆ 原産品申告書又は誓約書を作成した者は、関係書類を作成の日から原則として5年間保存する必要がある。
- ◆ 保存書類は原産品申告書や誓約書の写しのほか、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

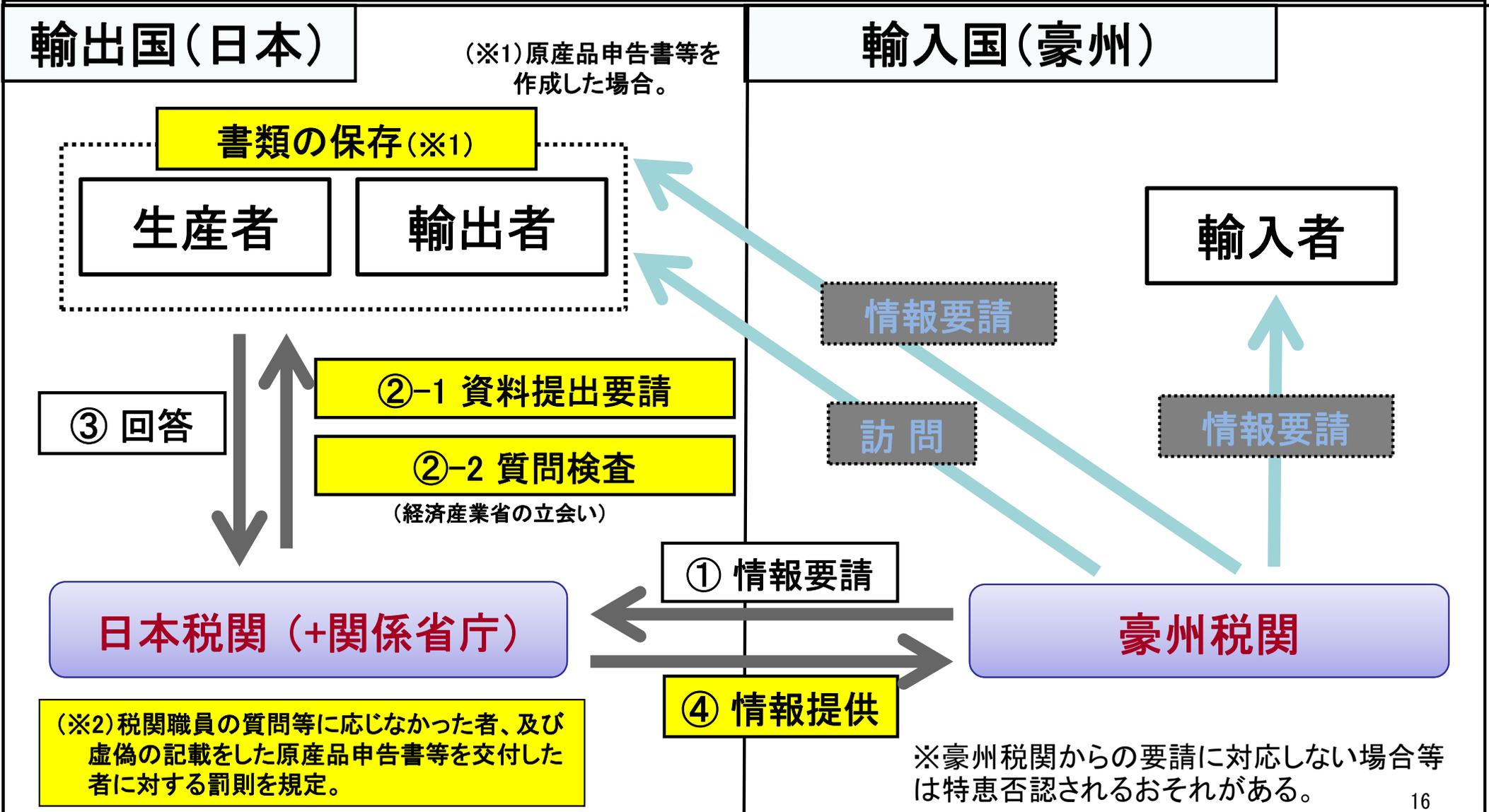
保存書類のイメージ

原産品申告書/
誓約書

契約書、仕入書、価格表、総部品表、
製造工程表、投入記録、出荷記録、
支払記録、帳簿等

情報提供等 (輸出締約国としての対応)

- ◆ 輸入締約国が貨物の原産性に疑義を持った際には、我が国の輸出者・生産者に対して事後確認手続がなされることがある。
- ◆ 輸入締約国の税関当局から輸出締約国の税関当局へ情報提供の要請があった場合には、関係省庁との協力の枠組みの下に、輸入締約国の税関当局に情報を提供。
- ◆ 輸出者又は生産者は、原産品申告書の内容を確認するために必要な書類等を5年間保存。
- ◆ 日本税関は、必要な限度において、輸出者又は生産者に対し、質問等を実施。



我が国輸出企業の保護に関する規定

《日豪経済連携協定》

- ◆ 提供された情報の秘密を保持する。(協定第1.7条1、第3.25条)
- ◆ 特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報の提供を要求するものではない。(協定第1.7条2)
- ◆ 検証はEPA税率の適正な適用を確保するために実施。(協定第3.21条)
- ◆ 情報提供要請等の手続は外交ルートを通じて行うこととされており、必ず政府が関与できることとなっている。(実施取極第2.6条1、2)
- ◆ 仮に協定上の権利の濫用があった場合には、原産地規則に関する小委員会や二国間協議、仲裁裁判手続において取り上げることができる。(協定第3.28条2、第19.4条1、第19.6条1)

《法律》(日豪経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)

- ◆ 豪州において、我が国が行う情報提供に相当する情報提供がなされない場合、秘密の保持が担保されていない場合、目的外で使用されるおそれがある場合、我が国の利益を害するおそれがある場合、原産品申告書等を作成した企業の同意がない場合には、情報提供を行わない。(法第3条第1項)
- ◆ 情報提供要請があった場合には経済産業大臣に通知し、情報提供に際しては経済産業大臣と協議し同意を得ることが必要。また、経済産業省職員の質問検査への立会いや関係大臣との協力が認められている。(法第3条第2項及び第3項、第5条第2項、第6条)

Ⅲ. その他

【記載例】 原産品申告書

＜原産品申告書の記載例＞		税関様式C第 5292 号	
原産品申告書 (経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)			
1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリア繊維工業 ○○○ Burgess Crescent Bellus WA 6000			
No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6 桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)
1	ニットウェア 500カートン、5,000着、AB No.1-500 仕入書番号・日付：No.AB00001、2015.2.15 B/L (船荷証券)：No.AB00001	第 6110.11号	PSR
5. その他の特記事項 <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			
6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。 作成年月日 <u>2015.2.15</u> 作成者の氏名又は名称 <u>税関商事(株)</u> 印又は署名 作成者の住所又は居所 <u>東京都江東区青海 2-7-11</u> 代理人の氏名又は名称 <u>財務ロジスティクス(株)</u> 印又は署名 代理人の住所又は居所 <u>東京都千代田区霞が関 3-1-1</u>			
本原産品申告書の作成者 (<input checked="" type="checkbox"/> 輸入者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 生産者)			
※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積			

ニットウェア(第6110.11号)の関税率の例

税番	品名	MFN 税率	日豪EPA税率				
			2015/1/15～	2015/4/1～	2016/4/1～	2017/4/1～	2018/4/1～
6110.11	ニットウェア	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税

* 品名は簡略的な記載であり、実行関税率表とは異なる。

日豪EPAの品目別規則

(繊維製品に係るものの一部抜粋)

第6110.11号 羊毛製のジャージー、プルオーバー、カーディガン等

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものであるときに限る。)

第51.06項 紡毛糸

CTH(第51.06項から第51.10項までの各項の材料からの変更を除く。)

第58.07項 紡織用繊維から成るラベル、バッジ等

CC(第50.04項から第50.06項までの各項、第51.06項から第51.10項までの各項、第52.04項から第52.07項までの各項、第53.06項から第53.08項までの各項、第54.01項から第54.06項までの各項又は第55.08項から第55.11項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。)

第55.08項 縫糸

CTH(第55.08項から第55.11項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第55.06項又は第55.07項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にカードされ、又はコムされたものであるときに限る。)

※ CC: 他の類の材料からの変更(HS2桁の変更)

CTH: 他の項の材料からの変更(HS4桁の変更)

繊維製品（第50類から第55類、第60類）の分類

	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類	第55類	第56類～第59類	第60類
	絹	羊・獣	綿	その他植物性	人造繊維			メリヤス編物 及び クロセ編物
					長繊維	短繊維		
原料	50.01	51.01 51.02	52.01	53.01 53.02 53.03 53.05	—	55.01 55.02 55.03 55.04	省略	-
生糸	50.02	—	—	—	—	—		-
くず	50.03	51.03 51.04	52.02	—	—	55.05		-
カード、コム した原料	—	51.05	52.03	—	—	55.06 55.07		-
糸	50.04 50.05 50.06	51.06 51.07 51.08 51.09 51.10	52.04 52.05 52.06 52.07	53.06 53.07 53.08	54.01 54.02 54.03 54.04 54.05 54.06	55.08 55.09 55.10 55.11		-
織物・編物	50.07	51.11 51.12 51.13	52.08 52.09 52.10 52.11 52.12	53.09 53.10 53.11	54.07 54.08	55.12 55.13 55.14 55.15 55.16		60.01 60.02 60.03 60.04 60.05 60.06

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定 についての

輸入者の皆様へ

「文書による事前教示」 をご利用ください！



カスタム君

【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に当該貨物の原産地認定の取り扱い(法令の適用・解釈等)についての照会を、原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入予定貨物の原産地の扱い、特恵関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなります。
- また、貨物の輸入通関においてはすでに取り扱いが確定していることから適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになります。
- 税関が発出した回答文書の内容については、発出後最長で3年間、輸入申告の審査の際に尊重されます(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く)ので、安定的な取り扱いが確保されます。

※口頭による事前教示の照会やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・ トップページのピックアップ中「税関手続きの案内 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。

○ 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。 》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

原産地規則の理解を深めて頂くために・・・

- 東京税関業務部総括原産地調査官部門は、原産地規則を説明する講師（税関職員）を派遣します（全国を対象）。
- ご関心がありましたらお気軽にお問い合わせください。



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

現在、我が国では14の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しており、TPP（環太平洋経済連携協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日EUEPA、日中韓FTAなどの広域FTAの交渉が進められています。東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA税率を利用した輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- 説明内容
原産地規則の概要やケーススタディ 等
- 講 師
東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費 用
講演料、交通費等の負担は一切不要です。
※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。
また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場 所
貴団体の所在地等（ご相談下さい。）

お問い合わせは！

東京税関業務部総括原産地調査官部門

TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429

E-mail tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

- 日豪EPA条文（原産地規則含む）
外務省HP

和文テキスト: http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page22_001179.html

英文テキスト: http://www.mofa.go.jp/ecm/ep/page22e_000430.html

・ 適用税率等

日本税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>)

豪州税関ホームページ (<http://customs.gov.au/default.asp>)

豪州の税率 (<http://customs.gov.au/tariff/tariff2012.asp>)

「自己申告制度」利用の手引き

- ◆ 自己申告制度の円滑な利用、活用のため、日本税関ウェブサイトにも
日豪EPA「自己申告制度」利用の手引きを公表中。
- ◆ 日本税関ウェブサイト (<http://www.customs.go.jp>)

日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き

I. 日豪EPA原産地規則

1. 概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について
4. 積送基準について
5. 事後確認について

2. 日本からの輸出面

- (1) 概要
- (2) 原産品申告書等の作成方法
- (3) 書類の保存
- (4) 豪州税関による原産性の確認への対応
- (5) 実際の輸出に即した書類作成例

II. 自己申告制度の利用

1. 日本での輸入面
 - (1) 概要
 - (2) 輸入申告の方法
 - (3) 原産品申告書の作成方法
 - (4) 原産品であることを明らかにする書類
(明細書等)の作成方法
 - (5) 書類の保存
 - (6) 実際の輸入に即した書類作成例

III. FAQ

1. 総論
2. 日本での輸入面
3. 日本からの輸出面

IV. 関連協定・法令等

1. 協定
2. 法律
3. 政令
4. 通達(様式含む)

お問い合わせ先：税関の原産地担当部門

【豪州税関からの情報提供要請に係るお問い合わせ先】

	電話番号	メールアドレス
財務省関税局関税課原産地規則係	03-3581-4111(代表)	gensanchi@mof.go.jp
東京税関業務部総括原産地調査官	03-3599-6528	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

【事前教示制度等、自己申告制度を含む原産地規則に係るお問い合わせ先】

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4256	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8665	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-862-8692	oki-9a-bunrui@customs.go.jp